

第 106 回八戸市都市計画審議会

議 事 録

月 日 平成 29 年 2 月 15 日 (水)

時 間 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

場 所 八戸市公民館 2 階 会議室

第 106 回八戸市都市計画審議会 議 事 録

出席委員（13名）

第1号委員

武 山 泰 （八戸工業大学教授）

馬 渡 龍 （八戸工業高等専門学校准教授）

岩 藤 壽 通 （元八戸市建設部部長）

第2号委員

古 舘 傳 之 助 （八戸市議会副議長）

第3号委員

檜 山 幸 雄 （国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所
八戸国道出張所長）

平 山 千 代 和 （青森県三八地域県民局地域整備部長）

第4号委員

武 輪 俊 彦 （八戸商工会議所副会頭）

工 藤 大 地 （八戸青年会議所理事長）

森 喜 明 （八戸市立公民館館長会）

阿部 弘子 (八戸市社会福祉協議会監事)

奥田 マサ子 (八戸農業協同組合)

菊地 敏男 (公募委員)

中山 恵美子 (公募委員)

事務局出席者

澤田 美智明	(都市整備部長)
大南 博義	(都市整備部次長兼都市政策課長)
石橋 敏行	(都市政策課副参事 都市計画グループリーダー)
石橋 哲博	(都市政策課主幹)
八木 澤尚子	(都市政策課主幹)
鈴木 一真	(都市政策課技師)
岩田 真奈	(健康部次長兼総合保健センター推進室長)
小笠原 光則	(総合保健センター推進室副室長)
柳町 弘明	(総合保健センター推進室主幹)
柳町 和雄	(建築指導課長)
尾崎 雅洋	(建築指導課参事 建築指導グループリーダー)
小関 優子	(建築指導課技師)

申請者

田中 晴樹	(八戸セメント株式会社 生産部 環境課長)
大坂 弘二	(八戸セメント株式会社 生産部 環境課 主任)

第 106 回 八戸市都市計画審議会

平成 29 年 2 月 15 日（水） 13:30～15:00

八戸市公民館 2 階会議室

○司会（石橋 G L）

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 106 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

本日傍聴される方へお知らせいたします。当審議会におきましては、傍聴人の会議での発言はできませんので、ご遠慮くださるようお願いいたします。また、写真撮影、録音等の行為、その他会議の進行に支障をきたすような言動、行動は慎んでくださるようお願いいたします。これらの事を守らなかった場合、退場していただく事がございますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは審議に先立ちまして、澤田都市整備部長よりご挨拶を申し上げ、会長へ諮問させていただきます。

○澤田都市整備部長

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日ご審議いただく案件は、諮問案件が 1 件、付議案件が 1 件でございます。

諮問案件は、八戸市決定であります「用途地域の変更」について、でございます。付議案件は、一般廃棄物処理施設につきまして、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により、特定行政庁である八戸市が当審議会の同意を得て建築の許可をしようとするものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問を代読させていただきます。

八戸市都市計画審議会会長 武山 泰 様

八戸市長 小林 眞

八戸都市計画の変更について

都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1. 八戸都市計画用途地域の変更について 八戸市決定

次に、付議について代読させていただきます。

建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設（選別施設）の敷地の位置（特定行政庁許可）について

このことについて、建築基準法第 51 条の規定により次のように付議する。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（石橋GL）

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、奈良委員、外城委員が欠席となっておりますが、委員 15 名中 13 名が出席しておりますので、八戸市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

審議に入る前に資料の確認のほうをさせていただきます。

資料は、事前に送付しました議案資料、参考資料、そして本日お配りしております次第、席図、委員名簿の 3 枚となっております。また、委員名簿につきましては、変更がございましたので、ここでご報告させていただきます。第 4 号委員は、前任の庭委員から工藤委員へ変更となりました。

お手元に資料のない方は、お知らせ下さい。

よろしいでしょうか。

それでは、会長へ審議の進行をお願いいたします。

○会長（武山委員）

それでは、ここからの進行は私のほうで務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま、先ほど市長から議案について諮問をいただきましたので、慎重に審議し、答申したいと思えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、最初に、議事録署名者の選任を行いたいと思えます。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

ご異議ないようですので、それでは武輪委員と工藤委員をお願いいたします。

お二方、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、審議に入りたいと思えます。

それでは、まず議案第 1 号について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（大南次長）

都市政策課長の 大南でございます。

それでは、まず、はじめに議案第 1 号八戸都市計画用途地域の変更について説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

まず、最初に今回の変更内容についてご説明いたします。

変更箇所は、八戸市大字田向字松ヶ崎の一部、冷水の一部及び毘沙門平の一部で、田向土地区画整理事業内の 51 ブロック、市民病院の西側の街区でございます。用途地域につきましては、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ変更するものでございます。対象面積は周辺道路の一部を含んだ約 3.9ha となります。なお、当該地は田向地区計画区域内であります。地区計画についての変更はございません。

こちらが位置図でございます。この赤い部分が、今回用途地域を変更するところでございます。

こちらが詳細図でございますが、田向土地区画整理区域内の市民病院の西側の街区になります。上はイオンでございます。この赤い枠で囲んだ部分が今回の対象地域でございます。

次に用途地域について、少し説明をさせていただきます。用途地域とは、都市全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもので、良好な都市環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動を目的として、建築物の用途、容積、形態などを規制・誘導する制度で、12 種類に分類されます。12 種類の用途地域の概要でございますが、低層住宅の良好な住環境を守るための地域として低層住居専用地域が 2 種類ございます。そして、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域として中高層住居専用地域が 2 種類ございます。さらに、一定条件の店舗や事務所、ホテルなどが建てられます住居地域が 3 種類。また、近隣の住民が利用する店舗や、ほとんどの商業施設などが建てられる商業地域が 2 種類。近隣商業地域、商業地域の 2 種類ございます。そして、工場などが建てられる工業地域が 3 種類。合わせて、全部で 12 種類でございます。

これらの 12 種類のうち、今回の都市計画変更に関連する用途地域についてご説明いたします。

変更前の用途地域であります第一種中高層住居専用地域は中高層住居の良好な環境を守るための地域でありまして、床面積が 500 m²までの一定の店舗のほか、病院、大学などが建てられる地域となっております。次に、変更案であります第一種住居地域とは住居の環境を守るための地域で、床面積が 3,000 m²までの一定の店舗や事務所のほか、病院、大学などが建てられる地域でございます。ただし、変更対象箇所は田向地区計画の公共公益施設地区となっていることから、用途制限により、住宅の建築はできないこととなっております。

次に変更に至る経緯について説明いたします。

田向地区は、八戸市都市計画マスタープランに基づき、健康・医療の広域拠点の形成をめざした土地利用計画を進めております。平成 11 年 5 月に市街化区域に編入され、平成 12 年 1 月に土地区画整理事業が開始されました。また、事業進捗に併せまして、平成 16 年 7 月及び平成 22 年 9 月に用途地域の変更を行っております。このた

びの平成 29 年 1 月の中核市の移行に伴いまして設置した保健所をはじめ、現在は市内に点在する関連機能を集約した総合的な医療・健康対策の拠点として「(仮称) 八戸市総合保健センター」の整備計画が明らかになりましたので、当該地区の土地利用計画に適合した第一種住居地域に変更するものでございます。

次に、「(仮称) 八戸市総合保健センター」の概要について説明いたします。整備箇所につきましては、ご説明したとおりでございます。敷地の面積は約 3.3ha となっております。建物の構成としましては、赤枠で示しております市が整備する施設と、青枠で示しております総合健診センターや医師会臨床検査センター、休日夜間薬局等の関係団体整備予定の施設となっております。

先ほどの建物構成からもお分かりのように、市では保健所業務だけではなく、現在市内に点在しております、関連機能を集約し、総合的な医療・健康対策の拠点としての整備を考えております。ご覧のように、赤色のナンバーで示しております、①が八戸市休日夜間急病診療所、②の八戸市保健所、そして③の八戸市こども支援センターに加え、青色で示しております、①が八戸休日夜間薬局、②が八戸薬剤師会の事務局、③が歯科医師会の事務局、④が八戸市総合健診センター、それから八戸市医師会の事務局そして、⑥の医師会の臨床検査センターといった機能を同一の敷地に集約・整備していく予定となっております。

今回の用途地域の変更に係る要因といたしましては、市が整備する施設における、「事務所」の用途に供する位置(階数)と、面積の 2 つの要因がございます。1 つめは、主に事務所の用途となるスペースが 3 階以上に位置すること、2 つめは、事務所の用途に供するスペースの面積の合計が 1,500 m²~3,000 m²となること、これらの理由によりまして、現在の用途地域である第一種中高層住居専用地域の要件では、建築不可となるため変更が必要となったものでございます。

これは、それぞれの用途地域についての建築物の主な用途制限の一覧の抜粋でございます。右上の凡例にありますように、ベージュ色の部分が建築可能なもの、緑色の部分は建築不可となる範囲でございます。このベージュのところは建築が可能なところ、緑色が建築不可となるところでございます。

今回の変更要因であります、この青色で囲んでいる部分、「上記以外の事務所等」ということで、この欄をご覧いただきたいと思っております。縦に見ますがこの赤色の太線で囲んでおります、第一種中高層住居専用地域、ここでは事務所等についての建築は不可となっております。1 つ右にまいりまして、第二種中高層住居専用地域ではこの青色と交差したところはこの白い星印となっております、3 階以上または 1,500 m²を超えるものは建てられないというようなこととなります。さらにもうひとつ右側にいきまして、第一種住居地域、ここには黒い星印がありますが、ここは 3,000 m²を超えるものは建てられないというようになっております。

変更の要因についてさらに詳しく説明をいたします。1番目の事務所の用途に供する部分の位置・階数でございますが、こちらは（仮称）八戸市総合保健センター建設事業 基本設計のゾーニング計画になります。1階と2階の低層部に、市民健康サービスとして保健センターの健診会場、休日夜間救急診療所、こども支援センター、介護・認知症予防センターなどを配置し、3階には保健所および関係団体の事務室が配置されております。また、4階は保健所の検査機能を配置しており、円滑な一般利用と専門性や独立性に配慮した動線計画となっております。そのため、現状の用途地域であります第一種中高層住居専用地域では3階以上での事務所、今回は事務室でございますが、これらの建築はできないこととなっておりますが、第一種住居地域であれば建築可能となります。

次に、もう1つの要因であります面積でございます。事務所の用途に供する部分の面積ですが、こちらは市が整備する施設の3階の平面図となります。青線で囲んでいる事務所の用途の面積の合計が約1,900㎡となっております。現状の第一種中高層住居専用地域では事務所の用途は認められておらず、建築はできませんが、第一種住居地域であれば3,000㎡以下の範囲で事務所が建築可能となります。

敷地の状況に戻りますが、この変更イメージでございますが、最初に説明しましたとおり、敷地面積の約3.3haと敷地周辺の道路の中心線までを含む約3.9haが用途変更面積となります。こちらは都市計画図においての変更前と変更後の状況を表したものでございます。赤枠の部分の用途地域が、第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更となります。

ここで、議案の資料と参考資料をご覧いただきたいと思えます。

こちらの議案資料と、議案第1号のほうの参考資料の中の資料4をご覧いただきたいと思えます。

まず、参考資料の資料4でございます。資料4が八戸市都市計画用途地域の変更、新旧対象表というものでございます、よろしいでしょうか。上段、赤い色で表示しているものが変更前、下段の黒い色のものが変更後でございますが、その中の第1種中高層住居専用地域が294haであったものを、約3.9haがマイナスになりまして、290haとなります。そして、その2つ下、第1種住居地域が809haであったところが、今度新たに約3.9haほど増えまして、約813haというような数字に変わります。参考資料の資料4というところ、第106回八戸市都市計画審議会議案第1号の参考資料の資料4でございます。6ページでございます。こちらに、赤と黒で新旧を比較した数字が載っております。今現在、第一種中高層住居専用地域にあったものが、今度新たに第一種住居地域へ変更するということで290haと第一種住居地域が増えまして813haになるということでございます。

そして、今度はこの第106回の議案の資料でございます。こちらのほうをご覧いただきたいと思えます。1枚めくっていただきますと、議案第1号ということで、これ

は黒だけでございますが、こちらのほうは先ほど赤黒で説明しました中の、最後の結果のみでございますが、数字が入ってございます。

そして、その下には、理由ということで、田向地区の市民病院西側街区に、平成29年1月の中核市移行に伴い設置する保健所をはじめ、現在は市内に点在する関連機能を集約した総合的な医療・健康対策の拠点として「(仮称)八戸市総合保健センター」の整備計画が明らかになったことから、当該地区の土地利用計画に適合した用途地域に変更するものである、というような理由を記載しております。

最後に、都市計画用途地域の変更について、今までの経緯と今後の予定についてご説明いたします。昨年12月5日に県への事前協議を終えております。1月18日には市民を対象とした説明会を開催いたしました。また、1月19日から2月1日までの2週間、変更案の縦覧を行いまして、この間、意見書の提出はございませんでした。そして本日2月15日、この都市計画審議会でご審議いただきまして、2月下旬に知事の同意を得て、3月上旬には決定の告示をしたいと考えております。

以上で、議案第1号の用途地域の変更案についての説明を終わります。

○会長（武山委員）

ありがとうございました。

それでは、ただいまの議案第1号ですね、(仮称)総合保健センターの整備計画に係る田向地区の都市計画用途地域の変更ですけれども、これについて、質問、意見等があればお受けしたいと思います。

○岩藤委員

よろしいでしょうか。

○会長（武山委員）

はい。

○岩藤委員

保健センターの中身の方なんですけども、このところで建物は分かるんですけども、駐車場の台数が何台ぐらいになるのでしょうか。

それと、隣に市民病院が隣接しているということですので、これは市民病院の駐車場と隣接しているのであれば共有できるものなのではないでしょうか。市民病院の駐車場って結構混雑しているんですよね。それができたらこっちに停めるっていうのが可能なのかどうかということをもし分かる範囲で教えていただければありがたいです。

○会長（武山委員）

ここでお答えいただけるようであればお願いいたします

○事務局（大南次長）

それでは、本日は、総合保健センターの方からもおいでいただいておりますので、そちらのほうからお答えしたいと思います。

○事務局（柳町主幹）

総合保健センター推進室の柳町です。岩藤委員からご質問があった件でございますが、まず駐車台数につきましては、利用者用駐車場が 372 台、職員用の駐車場 312 台、業務用駐車場が 40 台となっております。このうち利用者用駐車場 372 台につきましては、今のところ料金所を設けるようなことは考えておりませんので、今後、施設が稼動する時間帯につきましては、自由に利用者の方が出入りしていただくということを考えております。

市民病院に御用のある方が停められるかということについては、基本的にゲートを設けなくて、深夜の時間帯はチェーン等でロックするというふうになるかと思っております。よって、市民病院の駐車場が混雑している時に、こちらの駐車場が空いていれば、使っていただいても構わないと考えております。以上でございます。

○会長（武山委員）

よろしいでしょうか。

○岩藤委員

はい。

○会長（武山委員）

その他、質問、ご意見等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、諮問ということですので、答申しないといけないわけですが、原案に対し意見無しということで、答申してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

はい。それでは、ご異議無いようですので、本日市長から諮問いただきました議案第 1 号につきまして、当審議会といたしまして「原案に対し意見なし。」ということ

で、答申したいと思います。ありがとうございました。

それでは、引き続き議案第2号のほうについて、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局（石橋GL）

それでは、いま機械のほうの操作をいたしますので、少しお待ちいただきたいと思っています。

○会長（武山委員）

議案第2号ですが、冒頭に代読していただきましたけれども、建築基準法第51条ただし書きによる一般廃棄物処理施設（選別施設）の敷地の位置について、付議がございましたので、それについての説明のほうをお願いいたします。

○事務局（尾崎GL）

それでは、私は、建築指導課建築指導グループ参事の尾崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、座ってご説明させていただきます。

はじめに、委員の皆様事前に心配りした資料に訂正がございますので、ご確認をお願いいたします。

まず、建物面積の訂正がありましたので、右上に議案第2号と記載された資料をご覧ください。資料後段に申請部分の建築面積、延べ床面積が記載されております。これになります。2ページについております。その資料の後段に申請部分の建築面積、延べ面積ともに1,404.08㎡と記載されておりますが、正しくは1,416.08㎡でございます。また、それに伴いまして、建築面積、延べ床面積の合計が、4,933.25㎡から4,944.45㎡となりますので、訂正をお願いいたします。

次に、この画面と同じカラーで印刷されたスライド資料をご覧ください。2ページ目に概要がありますが、建物面積は、1,404.88㎡から1,416.08㎡となりますので、訂正をお願いいたします。

次に、資料2の4ページをお開きください。まず、委員以外の方に本日心配りした資料2は既に訂正済みのもので、訂正箇所は網掛けにしております。委員の皆様には、大変申し訳ありませんが訂正をお願いします。資料中央部右側の、南側道路について「河原木1号埠頭6号線」、幅員21mと記載されておりますが、正しくは、南側道路「河原木1号埠頭1号線」となり、幅員27mとなります。

○会長（武山委員）

議案第2号の1～5まである資料ですかね。その4ページ、3段目の右側。1号線で27.0m。

○事務局（尾崎GL）

1号線ということと、27.0mになるということでございます。申し訳ございません。

次に、スライド18ページの配置図です。リサイクル原料倉庫に記載されております、この建物について、修正・訂正をお願いするところです。ここには、リサイクル原料倉庫に記載されております、原料破砕機というものが記載されております。ここですね。それは、下にあります産業廃棄物処理施設に記載されるべきものでありまして、修正後は、原料・燃料破砕機ということで訂正しております。

以上で訂正箇所の説明を終わります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第2号建築基準法第51条による一般廃棄物処理施設（選別施設）の敷地の位置（特定行政庁許可）についてご説明いたします。

まず、今回の案件の経緯についてご説明いたします。

八戸セメントでは、2010年1月より各自治体から発生するごみ焼却灰の受入処理を開始し、安定処理を継続しています。現在は新井田にありますセメント工場にて受入、選別作業を行い、セメントの原料、燃料として使用しています。

しかし、県内外の自治体から更なる増量処理の要請があるため、現在の設備では選別、保管が困難な状況になります。従いまして、今後のごみ焼却灰の処理量の増量に対応できるよう、今回のごみ焼却灰選別設備設置を計画したものです。この一般廃棄物処理施設を計画するにあたり、建築基準法第51条の規制対象となるため、建築許可申請をしたものでございます。

なお、今回この申請建物を予定しています敷地内には、昨年度、産業廃棄物処理施設の申請があり、県の都市計画審議会を経て、平成27年8月25日八戸市指令第448号として許可を取っているものがあり、その敷地内に今回の一般廃棄物処理施設を増設するものです。

まず、資料1～3までを説明をした後に、スライドで詳細を説明していきたいと思っております。

はじめに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております、資料1をご覧ください。上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。その条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない。」と規定されております。

その他政令で定める処理施設は、建築基準法施行令第130条の2の2で規定されており、この第1項第1号には、一般廃棄物処理施設として、「廃棄物の処理及び清掃

に関する法律施行令第5条第1項に掲げのごみ処理施設」と規定されております。こちらでは、1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設となっており、今回はこれに該当いたします。

産業廃棄物処理施設に関しましては、工業地域又は工業専用地域であれば、処理施設の処理量に応じて政令で定めた処理能力未満であれば、建築基準法第51条の規制がかからないのですが、一般廃棄物処理施設に関しましては、処理施設の種類に関わらず処理能力が5トン以上であれば、規制の対象になります。

また、今回の施設の処理能力は1日当たり1,632トンとなっており、処理能力が5トン以上ある一般廃棄物処理施設として、平成28年12月14日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項」による青森県の施設設置許可を許可番号28-0-2で既に取得済みであります。

今回、この第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁の許可に先だちまして、都市計画審議会に付議するものであります。

資料2をご覧ください。今回、敷地の位置が都市計画上支障がないか又はあるかについては、「平成16年度日本建築行政会議により示された、建築基準法第51条ただし書き許可の許可基準設定の考え方」に基づき、資料2の左側の項目にあります基準対象項目、「都市内の位置」、「立地区域・敷地条件」、「施設計画」、「交通処理」を検討し、判断いたしました。後ほど詳しく説明いたしますが、それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないと判断した上で、この審議会に付議いたしました。従いまして、今回の計画について、これらの許可基準とその他により都市計画上支障がないか、審議をお願い申し上げます。

次に参考資料3をご覧ください。建築基準法第51条の手続きをフロー化したものです。都市計画決定とは、その施設が公共的なものであり、恒久的かつ広域的な処理を行うものとなれば都市計画決定がされますが、今回のこの案件は、八戸セメント株式会社が営業する民間の施設であり、公共的、恒久的なものではないため、都市施設として都市計画決定を行わないこととなりました。

従いまして、建築基準法第51条の手続きに従い、本日の都市計画審議会への付議となりました。この審議会の異議のない旨の答申を得られれば許可することになります。

それでは戻りまして、資料2の「建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項」をご覧ください。

まず、「都市内の位置」についてであります。その中で、「上位計画の位置づけ」については、申請地は、八戸市の都市計画に支障が出るような場所ではなく、市街化が見込まれる場所ではないため、問題ないと判断しました。

次に、「都市内の一般廃棄物処理施設の配置」という点では、申請地は、工業専用

地域に位置しており、市街地からは遠いため環境への影響は少ないということから、問題ないと判断いたしました。

続きまして、「敷地条件と立地区域」に移ります。まず、「用途地域」については、近隣は工業専用地域であることから、住宅はありませんので、住宅系用途地域への影響はなく、都市計画法第9条の「工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする」という用途地域の趣旨との整合性も取れているため、問題ないと判断しました。

次に、「他法令立地規制区域」については、土砂災害特別警戒区域でもありませんし、埋蔵文化財の包蔵地でもありません。よって、今回の申請地は立地規制される区域は含まれないため、問題ないと判断しました。

次に、「当該敷地の周辺建築物からの隔離距離」については、学校、保育園、病院、福祉施設等からは、一番近いところでも2km以上離れています。また、計画地及び周辺は工業専用地域であるため、住宅は存在しません。従いまして、申請地から市街地まで十分に離れているため、問題ないと判断しました。

次に、「接道道路幅員」についてです。計画地は3方向臨港道路に接道しており、幅員17.5mの臨港道路から出入りするため、十分な幅員があり、整備されている道路であるため問題ないと判断しました。

続きまして、「施設計画」についてです。「敷地の規模・形状」については、敷地は十分に広く、搬出入車両の1日のスケジュールは搬入・搬出とも約50分に1台程度であるため、敷地内で混雑する事はなく、廃棄物処理は円滑に行えます。また、粉じん等が敷地外に出ることはありません。従いまして、「敷地の規模、形状」については問題ないと判断しました。

次に、「駐車場の確保」については、運搬車両用の待機場所を設けますが、約50分に搬入・搬出とも1台でおこない、荷卸する場所も違うため、周辺及び敷地内で数台がかち合うことはありません。また、作業員の駐車場も5台確保されています。したがって、路上駐車など、周辺の交通に支障をきたすおそれはないため、問題ないと判断しました。

最後に、「交通処理」についてであります。「搬出入経路・ルート」としては、一般廃棄物は八戸貨物駅、八戸港、高速道路から住宅市街地を経由せずに、ポートアイランド内へと運ばれますので、「搬出入経路」には問題ないと判断しました。

次に、「交通量」については、使用予定の車両は1日あたり搬入10台、搬出10台の延べ20台程度と少なく、市街地は経由せず、幹線道路を使って搬入する計画となっており、交通渋滞に関してほとんど影響はないので、「交通量」について問題ないと判断しました。

以上のことから、「許可基準の考え方」に基づいた検討をした結果、「問題なし」と判断いたしました。

それでは、許可案件を詳しくご説明していきます。正面のスクリーンをご覧ください

い。

まず、概要についてご説明いたします。申請者は、八戸セメント株式会社代表取締役社長井上慎一です。申請場所は、八戸市豊洲3番6で、用途地域は、工業専用地域となっております。敷地面積は、14,475.96㎡、建物面積は、1,416.08㎡です。申請の建物は「港頭ごみ焼却灰選別施設」という名称で、一般廃棄物処理施設となります。先ほどご説明しましたように、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による一般廃棄物処理施設の設置許可は、昨年、平成28年12月14日に取得済みです。選別施設の処理能力は、1日あたり最大1,632トンであり、先ほどご説明しました5トン以上の処理能力となっております。廃棄物の種類は「ごみ焼却灰」で、ここでは同じ意味である「燃え殻」という名称でご説明いたします。

次に、申請建物の設置場所についてご説明します。

申請地は八戸港ポートアイランド内、中央上部の赤色で塗られた場所になります。中央には八戸港ポートアイランドと陸地を結ぶシーガルブリッジ、河原木地区と白銀地区を結ぶ八戸大橋があり、左側には石油基地があります。本社の「八戸セメント株式会社」は中央下部の桃色で表示した位置となります。

次に都市計画図ですが、お手元の資料4をご覧ください。丸で囲まれている申請地の用途地域は工業専用地域になっております。住居系の用途地域は、下の黄色の部分ですので、申請地からも離れていることが分かります。

続きまして、敷地についてご説明いたします。配置図をご覧ください。敷地は、北側に「臨港道路河原木1号埠頭10号線」、幅員17.5m、片側1車線。西側に「臨港道路河原木1号埠頭8号線」、幅員17.5m、片側1車線。南側に「臨港道路河原木1号埠頭1号線」、幅員27m、片側2車線の道路に接しており、今回の敷地内には、先ほどもご説明いたしましたように、平成27年に指令448号で許可を得た「産業廃棄物処理施設」と、許可不要である「リサイクル原料保管庫」が既に建っております。青で示した申請建物に選別設備が入り、運び込まれた「燃え殻」を「選別設備」のふるいにかけて、選別していくことになります。

お手元にある資料5をご覧ください。

運ばれてきた「燃え殻」は、移動式ふるい機で大きさが「40mmをこえるもの」、「40mm以下のもの」、「金属くず」の3種類に選別します。「金属くず」については、金属くず回収業者へ売却します。残りの2種類の燃え殻はトラックにて、新井田地区にある「八戸セメント工場」内へ運搬します。「40mm以下のもの」については、他の原料と混合され、セメント原料となります。「40mmをこえるもの」については、原料及び燃料として処理されます。このように「燃え殻」は全てセメント製品となりリサイクルされます。

続きまして、先ほど説明したものをイメージしたものです。まず、「燃え殻」を積んだトラックは搬入専用の入口から入り、「燃え殻」をここでおろします。そして、

退場します。「燃え殻」の形状はこのようなものです。その「燃え殻」をショベルカーによってふるい機にかけ、「金属くず」、「40 mmをこえるもの」、「40 mm以下のもの」に選別されます。選別された「燃え殻」はこのような形状をしています。搬入量が増えた場合、一時的に このあたりに保管することになります。そして、搬出車両は排出専用の入口から入り、「燃え殻」を積んで、新井田にあるセメント工場へと運びます。

次に「選別設備」について説明します。こちらが、その選別設備です。キャタピラでの移動式となっており、長さ約 9.9m、幅約 2.9m、高さ約 4.4m、エンジン出力は 71 kW です。処理能力は 1 日当たり最大 1,632 トンとなっていますが、実際は 1 日あたり約 100 トンの処理をおこなう予定です。右下の選別フローのように、「燃え殻」をふるい機の上から入れ、40mm より大きなものは、写真中央に見える穴から出てきます。40mm 以下のものはローラーに載せられて、一時保管置場に落とされていきます。「金属くず」に関しましては、大きなものは手作業で取り除き、小さなものはローラーが磁石になっているのでこちらで取り除きます。

続きまして、選別される前の「燃え殻」と、選別された後の「燃え殻」をご覧ください。運び込まれてくる「燃え殻」はこのような形状をしており、十分な水分を含んでいるため、粉じんが飛散することはありません。水分が少ない場合は「燃え殻」にさらに散水します。選別された後の「燃え殻」も同じように水分を含んでおり、粉じんが飛散することはありません。

続きまして、搬入経路について説明します。県外自治体からのものは「八戸貨物駅」、「八戸港」、「高速道路」を利用して運び込まれます。赤色で示しているのは、「八戸貨物駅」からの経路で、「燃え殻」が入ったコンテナを 長苗代にある貨物駅でトラックに載せ、申請地へと運びます。青色で示しているものは、「八戸港」からの経路で、船によって運ばれたコンテナを八戸港にてトラックに積み、申請地へ運びます。緑色で示しているものは、「高速道路」等からの経路で、トラックで運び込まれてきます。使用するトラックについては後ほど説明いたします。

次に拡大した搬入経路をご覧ください。

貨物駅からの経路は赤色で示しました。八太郎トンネルを抜けたあと、八太郎大橋を渡り、工業専用地域内の臨港道路を通り、申請地へと運び込まれます。八戸港からの経路は青色で示しました。同じように八太郎大橋を渡り、臨港道路を経由し、申請地へと運ばれます。そして、高速道路等からの経路は緑色に示しました。産業道路を通り臨港道路を経由し、申請地へと運び込まれます。また、県内自治体からのものは、国道、県道、市道を使用し、申請地へと搬入します。

続きまして、搬出についてご説明いたします。施設内で選別された燃え殻は、トラックに積まれて、シーガルブリッジ、八戸大橋を経て、白銀地区を通り、主要地方道

八戸環状線、国道 45 号線を経て、新井田にある八戸セメント工場へ運びます。

このように、搬入、搬出による経路は、市街地を通ることなく、搬送されるため、市街地への影響は少ないものと考えられます。

それでは、搬入に使われるトラックをご覧ください。搬入車両はこのように天蓋車両または荷台をシートで覆ったトラックを使います。八戸貨物駅や八戸港から運ばれたコンテナは、コンテナのまま右上の写真のようにトラックに積んで運びます。

続いて搬出車両についてです。「あおり車両」と呼ばれており、運ぶ時には飛散しないよう写真では見えませんが、荷台を丈夫なシートで覆い、さらにあおり部分でふさぎ運搬します。「燃え殻」は十分に湿っており、粉じんは飛散しないようになっていますが、粉じんの飛散を確実に避けるよう、二重に覆うため、運搬においての環境への影響は少ないと考えられます。

続きまして、敷地内への搬出入についてご説明いたします。「燃え殻」を積んだ搬入車両は、「臨港道路河原木 1 号埠頭 1 号線」から「臨港道路河原木 1 号埠頭 8 号線」へ入り、申請地正門より入場し、トラックスケールで計量後、申請建物内の受入専用場所へ進入します。荷下ろし後、再度トラックスケールで計量後、正門より退場し、「臨港道路河原木 1 号埠頭 8 号線」へ出てから「臨港道路河原木 1 号埠頭 1 号線」へ出ます。搬出車両は、「臨港道路河原木 1 号埠頭 1 号線」から「臨港道路河原木 1 号埠頭 8 号線」へ入り、申請地正門より入場し、申請建物内の排出専用場所へ進入します。選別した後の「燃え殻」を積んだトラックは、正門より退場し、「臨港道路河原木 1 号埠頭 8 号線」へ出てから「臨港道路河原木 1 号埠頭 1 号線」へ出て新井田にあるセメント工場へと運びます。

また、作業員の駐車場は 5 台あり、既存の建物における作業員は 2、3 台使用しており、今回の申請に伴う作業員の車は 2 台であるため、既設の駐車場で十分対応できます。

続きまして、申請建物について説明します。イメージしやすいように、申請地内にある既存の産業廃棄物処理施設の写真を載せました。今回の建物もこの写真のような作りになる予定です。縦約 29m、横約 49m、高さ約 14m の建築物であり、床は厚さ 20 cm のコンクリート舗装で施工しております。赤で囲まれた部分の壁は高さ 6m、厚さ 30 cm のコンクリート壁であり、青で囲まれた上の部分は鉄骨造の鋼板張りで、環境を損なわないように配慮しております。

次に出入口についてご説明いたします。出入口は、高さ約 6m、幅約 5m のスチール製の電動シャッターで、2 面あり、搬入専用と搬出専用です。また、ふるい機やショベルカーはこのスライド式扉を設置し、搬出入時以外は閉めておきます。

続きまして、環境対策についてご説明いたします。環境対策については、すでに「廃

棄物の処理及び清掃に関する法律」の「一般廃棄物処理施設設置許可」を昨年12月14日に受けており、使用前検査を実施する段階です。その際に提出した「生活環境影響調査」の内容に基づき、簡単にご説明いたします。

「大気汚染」については、選別設備は建物内に設置し、出入口扉は、必要時以外は閉めておくため、粉じんの飛散はありません。また、運搬車両の走行による「窒素酸化物」、「浮遊粒子状物質」の発生は、1日あたり搬入10台、搬出10台の、延べ20台程度であるため、少ないと考えられます。また、申請地周辺には住宅もなく、海に囲まれた地域であることから、大気汚染の影響は少ないものと考えます。

「水質汚濁」については、トラックを洗うために使った水はピットに集まり、燃え殻にかけます。床面は勾配がついており、出てきた水分はそのまま「燃え殻」に吸われます。よって、申請建物内からの排水の発生はありません。また、施設床面をコンクリート舗装しているため地下浸透はしません。

「悪臭」については、運び込まれる「燃え殻」に悪臭はありませんし、出入口の扉は必要以外は閉めておくことにしているため、問題はないと考えられます。

続いて、騒音・振動の調査についてご説明いたします。測定につきましては、緑印の敷地境界、測定点No.1～No.4において、青色で示された既存の「ふるい機設備」、「燃料破砕機」、「原料破砕機」及び、赤で示された今回の申請建物内で稼働する「選別設備」、ショベルカーなどの「重機」が稼働した場合に予想される騒音・振動の予測を行いました。

「騒音・振動」については、申請地は工業専用地域であり、規制を定めていない地域であることから、環境保全目標値の工業地域における規制値を「自社目標値」として設定しております。例えば、朝の午前6時から午前8時までの「騒音」をみると、環境保全目標値は65デシベルとなっています。そして、敷地境界線上での合成予測値の朝の午前6時から午前8時までの値は57デシベルとなっているため、目標値の65デシベルを下回っていることがわかります。このように、敷地境界線での合成予測値は、騒音・振動とも、環境保全目標値より全ての時間帯で下回っているため、生活環境に与える影響は少ないものと考えます。

以上のことから、申請建物の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えられます。

以上をもちまして、議案のご説明を終了いたします。ご審議のほど宜しく願います。

○会長（武山委員）

はい。それでは、ただいまの議案第2号について、今の説明について質問、意見等あればお受けしたいと思います。

○岩藤委員

いろいろと説明を受けて、環境アセスメントなどいろいろな条件をクリアされて設置に至るわけですが、今、私が心配しているのは、例えば、ここは海の近くですし、3・11の被害を受けてから6年経ちますけれども、建物に対する、例えば安全性だとかですね、その辺というのは行政の方で指導できるのであれば、そういうことをお願いしたい。さらに、企業の方でできるようであればそういうことも自主的に対応するというのも。やはり、津波に対してはですね、私たちも非常に辛い思いをした。北防波堤も整備されて十分整備されてきましたけれども、ちゃんと確保されている部分もあるんですけれども、やはり海の近くということであればそういうことが懸念されるのではないかなと。

中を見ていくと、例えば、交通量なんかでも搬入10台、搬出10台、延べ20台。今後、将来的に見通される1日処理能力が100トンということでしたけれども、将来的に1,600トンになると、今の更に10倍になるかならないかという搬入台数、搬出台数とかはつきり分からないのですけれども。そうするとやはり、今はほとんど交通渋滞影響ないにしても将来的な不安もあるのかなと心配しております。

やはり、海に近くということですので、他の企業さんとの重複というのですか、車の台数もいざという時には、当然、避難はこのポートアイランドというところでは、シーガルブリッジ1本しかないものですから、その辺を行政の方とかどこかで指導していただきたい。津波の時なんかですね、建物を含めて、されど一般廃棄物といえども、やはり燃え殻が全く支障が無いといえども、それが津波の時に大気もしくは海に流された時には、市民とすれば一抹の不安もあるのかなと思うような気がしております。

以上です。

○会長（武山委員）

はい。ありがとうございました。

処理能力の件ですね。実際に処理する量の話ともう1点、津波に対するなにか検討・対策等あれば、事務局あるいは事業者のほうからご説明いただければと思います。

○事務局（尾崎GL）

処理能力について、ご説明不足の点があったと思います。最大の処理能力が1,632トンということです。それで今回処理しようとするのは、1日に100トンのものを処理することにしております。その車の台数につきましては、100トン进行处理するために必要な台数として、搬出・搬入各10台ずつということになっております。以上です。

○会長（武山委員）

それが増えないということを担保できるかというようなことでしたり、将来的にど

うなるか、そのあたりお願いします。

○事務局（尾崎GL）

申請者のほうにちょっと代わっていただきたいと思っております。

○申請者（八戸セメント株式会社）

とりあえず100トンは目標値で、稼動が300日ぐらいということで、まず3万トンぐらい。増えても5万トンぐらいが最大かなと考えております。

この処理能力は、計算上で出した1日の能力に稼動が16時間以上稼動するという形で計算しておりますので、それで行くと1,600トンという処理能力になるということです。実際には、そこまでは処理できないですし、しません。いまは3万トンぐらいから5万トンぐらいという形になると考えております。

あと、津波の時の建物ということですが、待機場所が設けられておりまして、前の貿易センターがあるところに避難するという形になっています。

○会長（武山委員）

処理する焼却灰を大量にそこに溜め込むとかいうことは無いということによろしいでしょうかね。

○申請者（八戸セメント株式会社）

はい。ふるったものは会社のほうに持って行って、セメント原料にするという形です。

○会長（武山委員）

あと、全量を自社で使用するということによろしいですかね。

○申請者（八戸セメント株式会社）

はい。

○会長（武山委員）

それであれば、自ずとそんなに大量に受け入れるということもありえないという。

○申請者（八戸セメント株式会社）

はい。

○会長（武山委員）

よろしいでしょうか。

その他ございましたらどうぞ。

○菊地委員

はい。

○会長（武山委員）

どうぞ。

○菊地委員

いろいろご説明いただきましたけれども、搬出・搬入の件なんですけれども、搬入路の経路図が、11 ページにございまして、この画面でも拝見したんですけれども、高速道路方面からの搬入ですね。これは産業道路を通過して、新大橋を経由して、緑の線で表していますよね。新大橋はですね、確か、来年度から架け替え工事入りますよね。10 年間は、あそこ使えなくなるはずなんですけれども、それに関して、なにか代替案といたしますか、今後の話になるのですが、ちょっとお聞かせ願えればありがたいのですが。この図に関して質問いたしました。

○会長（武山委員）

はい。事務局のほうから。申請者のほうからお答えいただいたほうが。

○申請者（八戸セメント株式会社）

上の赤い線の八戸貨物駅方面、そこに真っすぐ行くようにして、あとは同じ経路になるという形になると思います。

○菊地委員

緑の線が真っすぐ。

○申請者（八戸セメント株式会社）

緑の線が真っすぐ行って、赤い線に続くということです。

○菊地委員

わかりました。

○会長（武山委員）

その他、ございますか。

私のほうから 1 点。このパワーポイントの中の最後のページで、騒音のところを比較されていますけれども、予測のほうで午前 6 時から午後 9 時以降というのも予測値ということで書いてあるんですけれども、実際、早朝とか深夜に動かすということはあるのでしょうかね。そこをちょっと。

○事務局（尾崎GL）

セメントさんのほうから。

○申請者（八戸セメント株式会社）

基本的に朝8時から夜の12時までという形で申請はしております。従って、12時以降、朝の8時ごろまでは作業はしないということです。

○会長（武山委員）

申請もそうですが、実際も深夜までやるということがあると。

○申請者（八戸セメント株式会社）

はい。実際は深夜までやることはあります。

○会長（武山委員）

その他、質問等あればお願いします。

○岩藤委員

一般廃棄物として搬出されたものについては利用するということですが、この利用範囲というのは、市内とか、県外だとかいろいろあるでしょうけども、どんな頻度で材料として出していくものなのか。あと、搬出する時、この許可条件の中でそれぞれ40mm以下とか、40mmをこえるものだとか、鉄くずだとかってあると思うんですけど、搬入するまでのチェック機能というのですか。他都市から、中央のほうからも来るでしょうし、近隣からも来るでしょう。その辺はどうされているのでしょうか。

お聞かせいただければと思います。

○事務局（尾崎GL）

セメントさんのほうから。

○申請者（八戸セメント株式会社）

セメントは、原料的には石灰石が中心ですが、200万トンぐらい年間で使っております。その中で、今計画しているのは、ごみ焼却灰を3万トンということですので、1.5%ぐらいの割合になると思います。

チェックというか、ふるったものは、直接、原料に混合してセメント原料にすると。40mmをこえるものは、手作業で直接、キルンのほうへ、1100℃～1200℃ぐらいのところへ放り込むと。スクラップのほうは有価で販売するという形になると思います。よろしいでしょうか。

○会長（武山委員）

はい。あと、県外からも受け入れるような話も書いてありますけれども、実際のところ、県内と県外との比率というか。

○申請者（八戸セメント株式会社）

はい。いまのところ半分、半分です。実際、今現在で1万トンぐらいです、年間。東京都、神奈川県で5,000トンぐらい。地元八戸市、十和田市、三戸町、その辺でだいたい半分の5,000トンぐらい。将来的には、東京23区の方で少しずつ増えていくのかなというふうに予想しております。

○会長（武山委員）

八戸市ですと、全量受け入れるのですか。

○申請者（八戸セメント株式会社）

八戸市は今年度500トンぐらいです。十和田市は全量受けています。3,000トンぐらいですね。

○会長（武山委員）

実際、今後そんな増やせるものでもないということなんですか。

○申請者（八戸セメント株式会社）

塩素とかその他、セメントに悪い影響を及ぼすものがありますので、自ずと限界は決まってきます。

○会長（武山委員）

はい。その他ご質問あるでしょうか。

支障があるか、ないかということで、審議会としての答申をしなければなりません。そのあたりのご意見もいただければと思いますが、特によろしいでしょうかね。

それでは、本日、市長から付議いただきました議案第2号について、当審議会といたしましては、「敷地の位置が都市計画上、支障がない」ということで答申してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長（武山委員）

それでは、異議ありませんようですので、そのようにさせていただきたいと思えます。

以上で、本日の議案、審議を終了いたします。
進行を事務局のほうにお返しします。

○司会（石橋GL）

はい。ありがとうございました。

それでは、これもちまして、第106回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。